

廃棄物処理の実務の基礎

基礎コース

ものづくりの結果として大量の廃棄物が排出され、その処理のため排出事業者は自社処理又は処理の委託を行い、処理の委託では、処理業者の不法投棄が減少しているものの、行政の排出事業者責任の追及は活発化しています。

不法投棄により、排出事業者の会社名公表や委託廃棄物の引取命令が行われると、社会的、経済的に大きな損失を被るので、不法投棄のリスクを小さくしておく必要があります。

そのためには、廃棄物処理法で定める排出事業者の責務を確実にを行う必要がありますが、わかりにくい法の用語・仕組みを初歩から分かり易く解説します。

対象 ものづくり現場の管理者、
リーダー(中核人材)の皆様
経験年数5~10年程度

定員 30名

時間 9:30~16:30 6時間

日程 平成27年7月9日(木)

会場 岐阜工業高等専門学校
図書館 多目的ホール

研修後のフォローアップ

研修後、ご希望により、逆スクーリング制度(フォローアップ)を実施します。

講師が受講者の現場を訪問し、直接指導を行います。(有料)

プログラム

1. 廃棄物処理の最終責任は排出事業者にあり

- 1 不法投棄事案おける排出事業者責任
- 2 排出事業者の責務とは

2. 廃棄物の排出実態の把握が第一歩

- 1 廃棄物と有価物
- 2 一般廃棄物、産業廃棄物とは

3. 産業廃棄物を適正に処理するには

- 1 産業廃棄物の保管基準
- 2 産業廃棄物の収集運搬基準
- 3 産業廃棄物の処分基準

4. 排出事業者の責務を果たすには(委託処理)

- 1 処理委託基準の順守
- 2 適正な処理業者の選定
- 3 処理委託契約の締結
- 4 マニフェストで適正処理を確認
- 5 法令による届出事項
- 6 その他

講師紹介

三口 榮一

自動車部品メーカーにて、長年地域環境対策に取組み、その対象は水質、騒音、土壌、地下水、廃棄物と幅広く、実態の把握から対策実施・管理までの実務を経験し、法規や技術・方法に豊富な知識を有している。環境対策について広く支援することができる。